

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(3) 大規模修繕・拡張 ①+③+ (④+⑤) ÷ 2 (30ポイント満点)

- ①基本ポイント
- ③老朽度／築年数
- ④放課後児童クラブ室の設置
- ⑤多機能化のための整備

[補足]

③老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。

この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

- ⑤「多機能化のための整備」に該当する項目は、
 - (I) 地域の子育て家庭支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て支援体制の充実を図るもの
 - (II) 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るもの
 - (III) 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施するもの。
 - (IV) 世代間交流に資するためのスペースの確保を図るもの。
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童養護施設】

(1) 創設・増築 ①+②+⑤+ (⑥+⑦) ÷ 2 +⑧

(小規模かつ地域分散化を進めるため、新たに地域小規模児童養護施設又は分園型小規模GCを整備する場合①+⑧×4)

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における形態

[補足]

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (I) 事務室の整備
- (II) 相談室・心理療法室の整備
- (III) 集会室・地域交流スペースの整備
- (IV) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備

については必須。

それに加えて、

- (V) 子育て短期支援事業のための居室の整備
- (VI) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配

置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

(2) 改築（改築前の認可定員が60人以下の場合）・増改築

①+②+⑤+⑧+ (④+⑥+⑦) ÷ 3 (端数ポイントは切上げ)

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ④老朽度／築年数
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における形態

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 事務室の整備
- (Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備
- (Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備
- (Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備

については必須。

それに加えて、

- (Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備
- (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。

⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

(3) 改築（改築前の認可定員が61人以上の場合）

①+③+⑤+⑧+ (④+⑥+⑦) ÷ 3 (端数ポイントは切上げ)

- ①基本ポイント
- ③認可定員の縮小割合
- ④老朽度／築年数
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における小規模化形態

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 事務室の整備
 - (Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備
 - (Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備
- については必須。

それに加えて、

- (Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備
- (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。
- ⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

(4) 大規模修繕・拡張 $①+②+⑤+⑧+(④+⑥+⑦) \div 3$

- ①基本ポイント
- ②認可定員
- ④老朽度／築年数
- ⑤計画施設における小規模化の割合
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制
- ⑧計画施設における小規模化形態

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 事務室の整備
 - (Ⅱ) 相談室・心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 集会室・地域交流スペースの整備
 - (Ⅳ) 不安定になった子どものクールダウンに用いる部屋の整備

については必須。

それに加えて、

- (Ⅴ) 子育て短期支援事業のための居室の整備
- (Ⅵ) 親子生活訓練室の整備

のいずれかの整備を行う場合とする。

- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、基幹的職員の配置、里親支援専門相談員の配置を行う場合（及び行っている場合）とする。心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合は、「1つ該当」として加算する。
- ⑧複数の小規模な養育単位を設ける場合は、最も多く当てはまる形態を適用すること。

【児童心理治療施設】

(1) 創設 $① \times 2 + ② + ⑤ + ⑥$

- ①基本ポイント

- ②定員増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備

[補足]

⑤創設における入所率については、管内の児童心理治療施設の年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童心理治療施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$
--

なお、管内に児童心理治療施設が未設置の場合については、10ポイントとする。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模ケア化に係る整備
 - (Ⅱ) 心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅴ) 外来機能の設置
 - (Ⅵ) 短期入所機能の設置
 のいずれかの整備を行う場合とする。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備

[補足]

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$
--

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅴ) 外来機能の設置
 - (Ⅵ) 短期入所機能の設置
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント

- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式 $\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅴ) 外来機能の設置
 - (Ⅵ) 短期入所機能の設置
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(4) 改築 ①+ (④+⑥) × 2

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 心理療法室の整備
 - (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅴ) 外来機能の設置
 - (Ⅵ) 短期入所機能の設置
 のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥ (30ポイント満点)

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 心理療法室の整備
- (Ⅲ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅳ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅴ) 外来機能の設置
- (Ⅵ) 短期入所機能の設置

のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童自立支援施設】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②定員増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

[補足]

②定員には通所部門の定員を含めること。

⑤創設における入所率については、管内の児童自立支援施設の年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の児童自立支援施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

なお、管内に児童自立支援施設が未設置の場合については、10ポイントとする。

⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は

- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
- (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
- (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
- (Ⅳ) 心理療法室の整備
- (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
- (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
- (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備

のいずれかの整備を行う場合とする。

⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」

とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

[補足]

- ③定員には通所部門の定員を含めること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$
--

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
 - (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(3) 増改築 ①+ (③+⑤) ÷ 2 + ④+⑥+⑦ （端数ポイントは切上げ）

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

[補足]

- ③定員には通所部門の定員を含めること。
- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(4) 改築 ①+④+⑥×2+⑦

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備
- ⑦職員配置体制

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 小規模ケア化に係る整備
 - (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。
- ⑦「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置のみの場合には「1つ該当」とし、心理療法担当職員の配置に併せて家族療法を実施する場合には「2つ該当」として加算する。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥環境改善等のための整備

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
 なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
 築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれ

ぞれ算定する。

- ⑥「環境改善等のための整備」に該当する項目は
- (Ⅰ) 小規模グループケアに係る整備
 - (Ⅱ) 通所部門の拡充又は設置に係る整備
 - (Ⅲ) 退所前の児童が自立をするための訓練を行う施設（自活寮など）の整備
 - (Ⅳ) 心理療法室の整備
 - (Ⅴ) 親子生活訓練室の整備
 - (Ⅵ) 家庭支援専門相談員のための専用相談室の整備
 - (Ⅶ) 一時保護委託を受け入れるための整備
- のいずれかの整備を行う場合（及び行っている場合）とする。

【児童家庭支援センター】

(1) 創設 ①+③+④+⑤×2

- ①基本ポイント
- ③都道府県（指定都市等）内での設置状況
- ④併設施設でのショートステイ実施状況
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

[補足]

- ④併設施設でのショートステイの実施もしくは実施予定がある場合には10ポイントとする。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

(2) 改築 ①+②+④+⑤×2

- ①基本ポイント
- ②老朽度／築年数
- ④併設施設でのショートステイ実施状況
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

[補足]

- ②老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ④併設施設でのショートステイの実施がある場合には10ポイントとする。
- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

(3) 大規模修繕 ①+②+⑤（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ②老朽度／築年数
- ⑤併設施設の一時保護委託等実施状況（年間延べ件数）

[補足]

- ②老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

- ⑤児童相談所との連携により、指導委託、一時保護委託を受けるものを件数に応じてポイントを加算する。

【自立援助ホーム】

(1) 創設 ①+②+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ②定員増について（創設）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）
- ⑦就業率（年間平均）

[補足]

- ⑤創設における入所率については、管内の自立援助ホームの年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

- ⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥+⑦

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）
- ⑦就業率（年間平均）

[補足]

- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

4月の定員

3月の定員

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$\left(\frac{\text{一人部屋の総数}}{\text{居室の総数}} \right) \times 100 = \text{一人部屋の割合 (\%)}$$

⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

(3) 増改築 ①+ (③+⑤) ÷ 2 +④+⑥+⑦ (端数ポイントは切上げ)

①基本ポイント

③定員増について（増築・増改築）

④老朽度／築年数

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

⑦就業率（年間平均）

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率 (\%)}$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$\left(\frac{\text{一人部屋の総数}}{\text{居室の総数}} \right) \times 100 = \text{一人部屋の割合 (\%)}$$

⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

(4) 改築 ①+④+⑤+⑥+⑦

①基本ポイント

④老朽度／築年数

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

⑦就業率（年間平均）

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

算定式	$\left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$
-----	---

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$

⑦創設における就業率については、管内の自立援助ホームの年間平均就業率を使用する。

就業率は、「就業人員／入所人員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内の自立援助ホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

①基本ポイント

④老朽度／築年数

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$

【ファミリーホーム】

(1) 創設 ①+②×2+⑤+⑥

①基本ポイント

②定員増について（創設）

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

[補足]

⑤創設における入所率については、管内のファミリーホームの年間平均入所率を使用する。

入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、管内のファミリーホームにおける前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

(2) 増築 ①+③+⑤+⑥×2

①基本ポイント

③定員増について（増築・増改築）

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

[補足]

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

①基本ポイント

③定員増について（増築・増改築）

④老朽度／築年数

⑤入所率（年間平均）

⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

[補足]

④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。

なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。

⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。

なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

(4) 改築 ①+④×2+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤入所率（年間平均）
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤入所率は、「入所人員／定員（小数点第2位以下切捨て）」で算出し、整備を行う施設における前年度の年間の平均値を使用すること。
なお、数値が確定していない月がある場合には数値の確定している時点までの平均値を使用すること。

$$\text{算定式} \left(\frac{\text{4月の入所人員}}{\text{4月の定員}} + \dots + \frac{\text{3月の入所人員}}{\text{3月の定員}} \right) \div 12 \text{ヶ月} \times 100 = \text{入所率} (\%)$$

⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑥

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑥全居室に対する個室の割合（計画施設に限る）

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑥整備後における全居室に対する一人部屋の割合を使用する。

$$(\text{一人部屋の総数} \div \text{居室の総数}) \times 100 = \text{一人部屋の割合} (\%)$$

【子育て支援のための拠点施設】

子育て支援のための拠点施設 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数等
- ③多機能化

[補足]

- ②「開所日数等」は、当該施設が週何日開所しているか（評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。）または余裕教室等の利用の有無により、ポイントの高い方を利用する。
- ③「多機能化」に該当する事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に定める地域型保育事業または第59条に定める地域子ども・子育て支援事業とし、当該施設において、
 - ・1種類の事業を実施する場合 「1つ実施」
 - ・5種類の事業を実施する場合 「5つ以上実施」とする。

【地域子育て支援拠点事業所】

地域子育て支援拠点事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

[補足]

- ②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。
- ③「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、または「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）に定める加算の有無により、ポイントの高い方を利用する。（ただし開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所は除く）

【利用者支援事業所】

利用者支援事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

[補足]

- ②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。
- ③「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、またはアウトリーチ型支援を実施しているか、または夜間・休日対応施設かにより、ポイントの高い方を利用する。
 - ※「アウトリーチ型支援の実施」とは、支援を必要としている子育て家庭に出向いて相談支援等を実施する場合。
 - ※「夜間・休日対応施設」とは、18時以降2時間以上、あるいは土曜日、日曜日、国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う施設

【婦人相談所一時保護施設】

(1) 創設 ①+②+⑤×2+⑥

- ①基本ポイント
- ②一時保護施設の定員増（創設）
- ⑤個別対応のための居室等の改善
- ⑥職員配置体制

[補足]

- ②新たに婦人相談所を設置する場合の一時保護所の定員を適用する。
- ⑤併設する一時保護所の居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備を行う場合に加算する。
- ⑥「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、夜間警備体制等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(2) 増築 ①+③+⑤×2+⑥

- ①基本ポイント
- ③一時保護施設の定員増（増築・増改築）
- ⑤個別対応のための居室等の改善
- ⑥職員配置体制

[補足]

- ⑤併設する一時保護所の居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備を行う場合に加算する。
- ⑥「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、夜間警備体制等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント
- ③一時保護施設の定員増（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤個別対応のための居室等の改善
- ⑥職員配置体制

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤併設する一時保護所の居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備を行う場合に加算する。
- ⑥「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、夜間警備体制等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(4) 改築 ①+④+⑤×2+⑥

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤個別対応のための居室等の改善
- ⑥職員配置体制

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽

度、現存率を記入すること。

- ⑤併設する一時保護所の居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備を行う場合に加算する。
- ⑥「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、夜間警備体制等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(5) 大規模修繕・拡張 ①+④+⑤ (30ポイント満点)

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤個別対応のための居室等の改善

[補足]

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑤併設する一時保護所の居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備を行う場合に加算する。

【婦人保護施設】

(1) 創設 ①+②+⑤×2+⑥

- ①基本ポイント
- ②定員増（創設）
- ⑤個別対応のための居室等の改善
- ⑥職員配置体制

[補足]

- ⑤居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備を行う場合に加算する。
- ⑥「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、夜間警備体制等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(2) 増築 ①+③+⑤×2+⑥

- ①基本ポイント
- ③定員増について（増築・増改築）
- ⑤個別対応のための居室等の改善
- ⑥職員配置体制

[補足]

- ⑤居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備を行う場合に加算する。
- ⑥「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、夜間警備体制等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

(3) 増改築 ①+③+④+⑤+⑥

- ①基本ポイント

- ③定員増について（増築・増改築）
- ④老朽度／築年数
- ⑤個別対応のための居室等の改善
- ⑥職員配置体制

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備を行う場合に加算する。
- ⑥「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、夜間警備体制等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

（4）改築 ①+④+⑤×2+⑥

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤個別対応のための居室等の改善
- ⑥職員配置体制

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
- ⑤居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備を行う場合に加算する。
- ⑥「職員配置体制」について、心理療法担当職員の配置、夜間警備体制等の安全確保体制が整備されている場合に加算する。

（5）大規模修繕・拡張 ①+④+⑤（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ④老朽度／築年数
- ⑤個別対応のための居室等の改善

〔補足〕

- ④老朽度は、様式第2号別紙1又は別紙2により老朽度を算出すること。公立施設であっても同様に算出すること。
なお、整備か所に応じて老朽度が異なる場合には最も老朽度の高いものを使用すること。この場合には、様式第3号「既存施設の状況」欄中に整備か所ごとに老朽度、現存率を記入すること。
築年数19年～15年を4ポイント、築年数14年～10年を3ポイントとしてそれぞれ算定する。
- ⑤居室の個室化、DV被害者のための世帯部屋、同伴児童の学習・保育環境（プレイルームなど）、心理療法室の整備、一時保護委託を受け入れるための整備を行う場合に加算する。

【防犯対策強化整備事業を実施する施設】

防犯対策強化整備事業 ①+②+③（30ポイント満点）

- ①基本ポイント
- ②入所施設・入所施設以外
- ③防犯訓練の実施の有無

〔補足〕

- ②「入所施設・入所施設以外」は入所施設については10ポイント、それ以外を5ポイントとする。
- ③「防犯訓練の実施の有無」は当該施設において防犯訓練を定期的に行っている場合は10ポイント、それ以外は5ポイントとする。

【市区町村子ども家庭総合支援拠点】

市区町村子ども家庭総合支援拠点

- ①×3（30ポイント満点）
- ①基本ポイント

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 _____

(法人名) 施設名		建物の名称											
老朽度 $A \times B \times C$ (係数) = _____ 点						調査員 職 名		氏 名		印			
A 構造 耐 力	区 分	a	点	b	点	c	点	d	点				
	①基 礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、 壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0				
	②土 台	15.2 cm角以上	15	12.1 cm角以上 15.2 cm角未満	10	12.1 cm角未満	5	土台なし	0				
	③ 二階以上の階を有する 場合の一階の柱 柱 平屋の場合の柱	15.2 cm (又は13.6 cm) 角以上 (角以上2本)	20	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)	15	12.1 cm角以上	10	12.1 cm角未満	0				
		13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)		12.1 cm (又は10.6 cm) 角以上 (角以上2本)		10.6 cm角未満							
	④根 継	ア 大部分(半数以上)柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数以上)の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。					本のうち 本 (乗率0.8)	本のうち 本 (乗率0.9)	本のうち 本 (乗率1.0)				
	※評点 上記①～③の計 () 点 × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ + 50 点 = () 点												
B 保 存 度	区 分	a	点	b	点	c	点	d	点				
	①経 過 年 数	5 年 未 満	5	5 年以上 18 年 未 満	3	18 年以上 30 年 未 満	2	3 0 年 以 上	0				
	②基礎の不同沈下	な い	6	ほとんどのない	4	かなりある (見てわかる程度)	1	ひどい	0				
	腐 朽	③外壁の土台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0			
		④外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0			
		⑤梁(はり)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0			
	傾 斜 度	⑥ 柱	ア 梁行(はりゆき)		20	1 cm以上 2 cm未満	15	2 cm以上 3 cm未満	10	3 cm以上	0		
			イ 桁行(けたゆき)		20	180 cm vertical, 1 cm以上 2 cm未満 horizontal	15	180 cm vertical, 2 cm以上 3 cm未満 horizontal	10	180 cm vertical, 3 cm以上 horizontal	0		
		⑦ 横 架 材	ウ 梁行(はりゆき)		15	1 cm以上 2 cm未満	10	2 cm以上 3 cm未満	5	3 cm以上	0		
			エ 桁行(けたゆき)		15	180 cm horizontal, 1 cm以上 2 cm未満 vertical	10	180 cm horizontal, 2 cm以上 3 cm未満 vertical	5	180 cm horizontal, 3 cm以上 vertical	0		
※評点 上記の計 () 点													
C 外 力 条 件	a 海岸からの距離			b 積 雪			c 地 盤						
	① 海岸から8kmをこえる			① 毎年少ない(0~20 cm未満)			① 普 通						
	② 海岸から4kmをこえる8km以内			② 毎年かなりつもる(20~100 cm未満)			② やや軟弱						
	③ 海岸から4km以内			③ 毎年ひどくつもる(100 cm以上)			③ 軟 弱						
※評点(外力条件分類番号abc)下記(附表)より													
(附表)													
		係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件		①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③	
分類番号				①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③			
				③①①		①③①	②③①	③①③		③③②			
						③①②		③②②					
						③②①		③③①					

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を求めて記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準にして測定すること。
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

各部現存率 (K)

各部現存率Kの値	(構造) 内容	
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0, 0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆 (鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9, 0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5, 0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3, 0.2, 0.1
	(仕上、設備) 内容	
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0, 0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9, 0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5, 0.4, 0.3	
5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3, 0.2, 0.1	

外力条件 (N)

a 海岸からの距離	b 積 雪	c 地 盤									
①海岸からの距離が8 kmをこえる ②海岸から4 kmをこえる8 km以内 ③海岸から4 km以内	①毎年少ない (0~20 cm未満) ②毎年かなりつもる (20~100 cm未満) ③毎年ひどくつもる (100 cm以上)	①普通 ②やや軟弱 ③軟弱									
※率 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (附表) により											
(附表)											
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③	②③③	③③③

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
—	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
—	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
—	50 "	E	必要ない

(注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。

2 各区分ごとの種類欄 (N) は、該当するか所を○で囲むこと。

3 各部現存率欄 (K) は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること (老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。

4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を種類欄 (N) 及び各部現存率欄 (K) 記入すること。

なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

平成 年度次世代育成支援対策施設整備協議書
(通常整備事業分 、 耐震化等整備事業分)

交付金		施設種別		都道府県名 市区町村名		部(局)課名 担当者名		部 課 電話 FAX		
(フリガナ)施設名		(フリガナ)設置主体名		経営		(フリガナ)名称				
所在地(市町村名)		(移転前)		(移転後)		主体 (公・社会福祉法人(新・既)・その他)				
整備区分		<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 民老 <input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> 防犯対策(外構) <input type="checkbox"/> 防犯対策(非常通報装置等)		整備方式		一般整備・余裕教室 余裕教室活用促進事業の場合： 学校名				
加算整備区分		<input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 病児 <input type="checkbox"/> 心理 <input type="checkbox"/> 通所 <input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 学習 <input type="checkbox"/> 年齢延長受入 <input type="checkbox"/> 乳児受入 <input type="checkbox"/> 小規模 <input type="checkbox"/> 放課後		定員		現在		名⇒増減		名⇒整備後
年次計画		単年度(年度%) 継続(年度%~年度%)		建物延面積及び構造		整備前		階 m ² ⇒ 整備後 階 m ² 整備前 造 ⇒ 整備後 造		
合築の状況 (子育て支援のための拠点施設を除く)		<input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他()		民老分(参考)		※「有」・「無」を記入(「有」の場合は右の金額も記入)		() (国庫協議予定額 千円)		
既存施設の状況		建築年度 年度 国庫補助の有無 (経過年数 年) ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は()に「年度」「金額」を記入 老朽度 点 () (年度) 千円 現存率 % () ()		財産処分承認申請の必要の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は()に「解体」「転用」「その他」を記入		施 契約予定年月日 平成 年 月 日 行 着工予定年月日 平成 年 月 日 計 完成予定年月日 平成 年 月 日 画 開所予定年月日 平成 年 月 日				

「施設」整備区分	定員等	対象経費の実支出予定額	交付基礎点数	大規模修繕等・防犯対策強化整備の場合
本体(SP・冷暖・浄化・EV・事務費)		/		公的機関見積額 円
初度設備相当加算等()			民間業者見積額 円	
加算整備等()			工事の内容	
加算整備等()			特別法適用の有無	
加算整備等()			豪雪・沖縄・地震	
解体撤去費(木・非木)			南ト・離島	
仮設工事費			防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への該当の有無	
その他()			有・無	
計		円		
地域交流スペース		円		
地域交流スペース(初度設備相当加算)		円		
備考(工事の概要)				

用地の状況	所有	m ²	用地未決定の場合における手続きの状況 用地について(地域住民との調整状況・環境等)	の指 有 定 無 地 区 有・無
	買取予定(平成 年 月)	m ²		
	借地(地上権 賃借権 無償貸与) (借用の相手)	m ²		

資金内訳	区分	交付金 千円	都道府県(市)負担額 千円	設置者負担					計 千円	総事業費 千円
				一般財源 千円	地方債 千円	福祉医療機構借入 千円	寄付金 千円	地方単独補助() 千円		
	施設									
	計									

都道府県(市)の予算措置状況	当初	補正(月)	設置主体の予算措置状況	当初	補正(月)
----------------	----	--------	-------------	----	--------

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

平成〇〇年度次世代育成支援対策施設整備協議書
(通常整備事業分 、 耐震化等整備事業分)

記載上の注意

都道府県名 東京都 市区町村名		部(局)課名 △△部 ××課 担当者名 □□ 電話 00-0000-0000 FAX 11-1111-1111	
児童養護施設 国 (フリガナ) 設置主体名 (福)〇〇会 区霞ヶ関1-2-2 (移転後) 千代田区霞ヶ関1-2-2		経営 (フリガナ) 名称 (福)〇〇会 主体 (公・社会福祉法人(新・既)・その他)	
該当項目に「〇」を入力 (以下、「加算整備区分」や「合築の状況」も同じ) ※民老に該当する増改築の場合は両方の項目に「〇」		整備区分 <input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 増築 <input checked="" type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 民老 <input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> 防犯対策(外構) <input type="checkbox"/> 防犯対策(非常通報装置等)	
加算整備区分 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 病児 <input type="checkbox"/> 心理 <input type="checkbox"/> 通所 <input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 学習 <input type="checkbox"/> 年齢延長受入 <input type="checkbox"/> 乳児受入 <input type="checkbox"/> 小規模 <input type="checkbox"/> 放課後		整備方式 <input checked="" type="checkbox"/> 一般整備 ・ 余裕教室 余裕教室活用促進事業の場合 : 学校名	
年次計画 単年度(〇〇年度 100%) 継続 交付金が交付される年度を記入 (%)		整備前 2階 800㎡ ⇒ 整備後 2階 1000㎡ 整備前 木造 ⇒ 整備後 鉄筋造	
合築の状況 (子育て支援のための拠点施設を除く) <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他()		民老分(参考) ※「有」「無」を記入(「有」の場合は右の金額も記入) [有] (国庫協議予定額 80,895千円)	
既存の施設 建築年度 S46年度 経過年数 47 老朽度 30 現存率		財産処分承認申請の必要の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「()」に「解体」「転用」「その他」を記	
「施設」整備区分 複数の施設を統廃合する場合は、一番古い施設の建築年度を記載。(例 それぞれS46、S53に建築された施設を統廃合するときは、S46と記載。)		交付基礎点数	
本体(SP・冷暖・浄化・EV・事務費) 60		3,060点×60人 183,600	
初度設備相当加算等() 60		52点×1/2×50人 1,820 52点×10人	
加算整備等(親子生活訓練室)		3,120	
加算整備等(病児・病後児保育事業)		690点×4人 2,760	
加算整備等(心理療教室)		16,240	
加算整備等()		2,760	
解体撤去費(木・非木) 50		149点×50人 7,450	
仮設工事費 50		266点×50人 13,300	
その他()		7,450	
計		480,000,000円 228,290	
地域交流スペース		交付金協議点数(全体)	
地域交流スペース(初度設備相当加算)		整備の概要を記入。 (例) 園庭に仮設(定員50名)を建築後、旧園舎(定員50名)を解体し、新園舎(定員60名)を建築。	
備考(工事の概要)		有・無	
用地所有 2000㎡ 買収予定(平成 年 月) ㎡ 対象経費の実支出額の1/2と交付基礎点数を比較して少ない方の額を記載。 (上記の例では、480,000千円を1/2した額である240,000千円と228,290千円を比較して228,290千円を記載。)		用地未決定の場合における手続きの状況 用地確保の問題等による内示取下げ等の事態が生じないように十分に調整の上記載。	
状況 (借用の相手)		有 無	
資金内訳 区分 交付金 施設 228,290 計		設置者負担 一般財源 63,843 地方債 0 福祉医療機構借入 73,722 寄付金 0 地方単独補助() 0 計 137,565 総事業費 480,000	
自治体の予算措置(予定)額 (= 交付金の1/2相当額)を記載。		法人の自主財源(機構借入、寄付金等を除いた額。)を記載。	
都道府県(市)の予算措置状況 当初 ○ 補正(12月)		設置主体の予算措置状況 ○ 当初 補正(月)	

(注) 前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

施設種別	施設名	都道府県・市区町村名
------	-----	------------

職員配置	職 種 (部署・職種の区分により記入)	施設長									計	
	職員定数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	現 員	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	整備後	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
児童の状況	区分	児 童 数		今後の入所児童の見込数					今後の入所児童の見込数の考え方等			
		現在	増・減	整備後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
	定員											
管内の状況	人口	人		県 内 設 の 協 議 状 況	区 分	施設数	定 員 (暫定) A	現 員 B	入 所 率 (暫定) B/A			
	(平成 年 月 日現在)				公 立	か所	()人	人	()人			
	児童数	人			私 立	か所	()人	人	()人			
	(平成 年 月 日現在)				計	か所	()人	人	()人			
				うち 当該施設の状況		()人	人	()人				

最低基準適合状況(整備後)	区 画	延 面 積	適 合 状 況	要 確 認 施 設	最低基準適合の確認方法など
		居 室	m ²		全施設 (乳児院は[寝室]、母子生活支援施設は[母子室])
	静 養 室	m ²		全施設 (乳児院は[病室])	
	医 務 室	m ²		全施設 (乳児院は[診察室])	
	便 所	m ²		全施設	
	浴 室	m ²		全施設	
	調 理 室	m ²		全施設	
	体 育 施 設	m ²		全施設	
	心理療教室	m ²		児童養護施設・児童心理治療施設	
	教 育 部 門	m ²		児童自立支援施設 (母子生活支援施設は[学習室]・児童厚生施設は[図書室])	
	通 所 部 門	m ²		児童自立支援施設	
	子育短期利用居室	m ²		児童養護施設・乳児院	
	遊 戯 室	m ²		児童心理治療施設・児童厚生施設	
	集 会 室	m ²		母子生活支援施設・児童厚生施設	
	観 察 室	m ²		児童心理治療施設・乳児院・母子生活支援施設	
	相 談 室	m ²		児童心理治療施設・児童家庭支援センター	
	工 作 室	m ²		児童心理治療施設	
	心理検査室	m ²		児童心理治療施設	
	一時預り保育室	m ²		乳児院 (母子生活支援施設は[保育室])	
	ほ ぶ く 室	m ²		乳児院	
	親子訓練室	m ²		児童養護施設・乳児院	
	そ の 他	m ²			上記に区分されない部分
	合 計	m ²			整備後の施設延面積と一致

補足欄 心理療教室、短期利用事業居室、一時預り保育室、親子訓練室を整備する場合の「実施状況」及び「受入体制」等について

児童養護施設の場合 : 1人部屋 () 室、2人部屋 () 室、3人以上部屋 () 室 : 個室の割合 () %)

施設整備を必要とする理由 (民老の場合は、緊急的な整備を要する理由)

都道府県(市)の意見等

備 考

第3号様式 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。
通常整備事業分、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲むこと。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1 全施設共通事項(同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。)

○基本情報

- (1)「施設種別」「施設名」「設置主体名」「経営主体」：特に経営主体については、名称を記入するほか、公立、社会福祉法人立等の区分を○で囲むこと。
※ 施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に(仮)と付すこと。
※ 設置主体名、経営主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、公益財団法人=(財)、公益社団法人=(社)
- (2)「所在地」：創設等の場合は、移転後欄にのみ所在地(町名、地番まで)を記入すること。
- (3)「整備区分」「整備方式」：協議する施設の整備区分及び整備方式の区分を○で囲むこと。
- (4)「加算整備区分」：協議施設に併せて加算施設の整備がある場合は、該当区分を○で囲むこと。
(子育て)=子育て支援短期利用事業のための居室、(親子)=親子生活訓練室、(病児)=病児・病後児保育事業(病児型・病後児型)のための保育室等、(心理)=心理療法室、(通所)=通所部門、(母子)=母子家庭等子育て支援室、(保育)=婦人保護施設における保育室、(学習)=婦人保護施設における学習室、(年齢延長受入)=乳児院における年齢延長児を受け入れるための居室、(乳児受入)=児童養護施設における乳児を受け入れるための養育室又はほふく室、(小規模)=小規模グループケア加算、(放課後)=放課後児童クラブ室
- (5)「年次計画」：複数年継続事業の場合、各年度の進捗予定率を記入すること。
- (6)「建物延面積」「建物構造」「定員」：創設等の場合は、整備後欄に記入すること。
- (7)「合築の状況」：他の施設との合築整備である場合は、該当区分を○で囲み、その他の場合には()内に具体的な施設名及び階層数等を記入すること。
- (8)「民老分」：民老協議の有無、民老に係る国庫協議額について記入すること。
- (9)「既存施設の状況(各欄)」：整備区分が創設以外の場合に記入すること。
- (10)「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。

○整備に係る経費内訳

(1)「施設整備区分」

- ① 施設本体の工事に含まれる項目を○で囲むこと。
(SP)=スプリンクラー、(冷暖)=冷房・暖房・冷暖房、(浄化)=浄化槽、(EV)=昇降機、
(事務費)=工事事務費(本体工事費と加算整備工事費の2.6%が上限であることに留意)
 - ② 加算施設等の整備がある場合は、その区分(種別)を記入すること。
 - ③ 解体工事がある場合は、解体する施設の構造(木造・非木造)の区分を○で囲むこと。
- (2)「定員等」：区分毎の定員を記入すること。定員区分がない場合は「1施設」と記入すること。
 - (3)「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。
 - (4)「交付基礎点数」：それぞれの区分ごとに、定員1人当たり(1施設当り)基準点数を乗じて得た額を記入すること。
 - (5)「大規模修繕等・防犯対策強化整備事業の場合」：公、民それぞれの見積額を記入し、その内容を箇条書きで記入すること。(見積りは、公1民2で合い見積りを取り、民については低い方の額を記入すること。)また、同一施設において、他の整備区分と重複する場合は、大規模修繕等・防犯対策強化事業(外構)・防犯対策強化事業(非常通報装置等)のみ別葉で様式を作成すること。
交付基準額については、大規模修繕等は見積額に2分の1を乗じた額を記入すること。
防犯対策強化整備事業(外構)は見積額に2分の1を乗じた額を記入すること。(総事業費が30万円以上の案件)
防犯対策強化整備事業(非常通報装置等)は見積額に2分の1を乗じた額と90万円を比べて低い額を記入すること。(総事業費が30万円以上の案件)

○用地の状況

- (1) 用地の確保について、該当する欄に適宜記入すること。
- (2)「危険地区指定の有無」：地すべり危険か所等危険区域の指定の有無について○で囲むこと。なお、指定がある場合で、安全区域に移転する場合は、「危険区域所在施設移転改築計画」(平成20年6月12日雇児発第0612010号通知)を本協議書に添付すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

○特別法適用の有無について、該当する区分を○で囲むこと。(区分は以下のとおり)

区分	法律等名称
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法
沖縄	沖縄振興特別措置法
地震	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 地震防災対策特別措置法
南ト	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
離島	離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法

○防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業とは、以下に該当する事業とする。

- ①昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修等の必要があるとされた施設の耐震化整備
 - ②施設が有する安全性に問題のあるブロック塀等の改修整備
 - ③入所施設における非常用自家発電設備の整備
- ※ ②、③については、平成30年度補正予算のみが対象

2 施設別様式(様式第3-2号)

○本様式に記入する施設:

児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設

○協議施設の職員配置状況、管内の状況等(児童厚生施設、児童家庭支援センターは記入を要しない)

(1)「職員配置(各欄)」: 次に掲げた施設種別毎の職種を記入し、職員定数、現員、整備後の職員数(現員ベース)を記入すること。また()内に非常勤職員数を再掲すること。

【施設種別毎の職種】

- 《母子生活支援施設》施設長、嘱託医、母子指導員、少年指導員、保育士、自立支援職員、その他
- 《乳児院》施設長、医師、嘱託医、薬剤師、看護師、栄養士、調理員、事務員、その他
- 《児童養護施設》施設長、嘱託医、児童指導員及び保育士、職業指導員、栄養士、調理員、その他
- 《児童自立支援施設》施設長、嘱託医、自立支援専門員及び生活支援員、職業指導員、栄養士、調理員、学科指導員、その他
- 《児童心理治療施設》施設長、医師、セラピスト、保健師、看護師、児童指導員及び保育士、栄養士、その他
- 《児童相談所一時保護施設》施設長、児童指導員及び保育士、医師、その他

※ 上記に掲げていない施設については、記入を要しない。

- (2)「児童の状況(各欄)」: 協議施設に係る児童の状況及び今後の見込について記入すること。なお、見込の推計方法等を合わせて記入すること。(母子生活支援施設、婦人保護施設については、適宜児童を世帯と読み替えて記入すること。また入所施設以外は記入を要しない)
- (3)「管内の状況」: 協議施設が管轄する地域内における直近の人口、児童数を記入すること。
- (4)「県内の協議施設の状況」: 都道府県(市)内における、協議施設と同種施設の設置状況及び入所または利用定員の状況を公立・私立別に記入すること。

○最低基準適合状況等(児童福祉法第45条の規定に基づく最低基準等が設けられている施設のみ記入すること。)

なお、児童厚生施設を整備する場合は、集会室、遊戯室、図書室及び便所のみを記入し、児童家庭支援センターを整備する場合は、相談室のみ記入すること)

- (1)「適合状況」: 協議施設について、様式に掲げた区画の延べ面積を記入し、最低基準が設けられている区画については、「適・否」を記入すること。また、その適合状況を確認した方法を簡潔に記入すること。
例) [居室総面積÷○名(入所者数)=○○㎡>最低基準面積][1室定員○人以下][男女区別有り]など
- (2)「補足欄」: 当該欄に掲げた区画を整備する場合における事業の実施体制等について記入すること。
なお、一時保護施設(児相)を整備する場合は、直近の一時保護実績(実人員・延べ人員・1日平均人員等を、児童厚生施設を整備する場合は、運営状況(児童厚生員の配置状況、1日の利用予定人員、開館時間、開館日数、開館時間と年長児童の受入れとの関係)等を記入すること。また、個別処遇のための居室の個室化を実施する場合は、その概要を記載すること。
児童養護施設を整備する場合は、全居室に対する個室の割合を記入すること。

○その他

- (1)「施設整備を必要とする理由」: 協議施設の整備が必要な理由について、設置主体が記入すること。
- (2)「都道府県(市)の意見等」: 都道府県(市)が設置主体でない場合において記入すること。(児童家庭支援センターは記入不要)
- (3)「備考」: 協議内容について、特に配慮すべき事項等について記入すること。

○様式第3-2号に必要な添付資料

協議施設及びその事業の特色など参考となる資料を適宜添付すること。

- (例)・対象事業費の按分、内訳等の算定資料
- ・複数年事業の場合の各年毎の進捗率を説明する資料
 - ・基準額算定に用いる定員についての説明資料(増築、一部改築等の場合の工事に係る定員を算定する場合等)②

施設の配置図及び施設の経歴

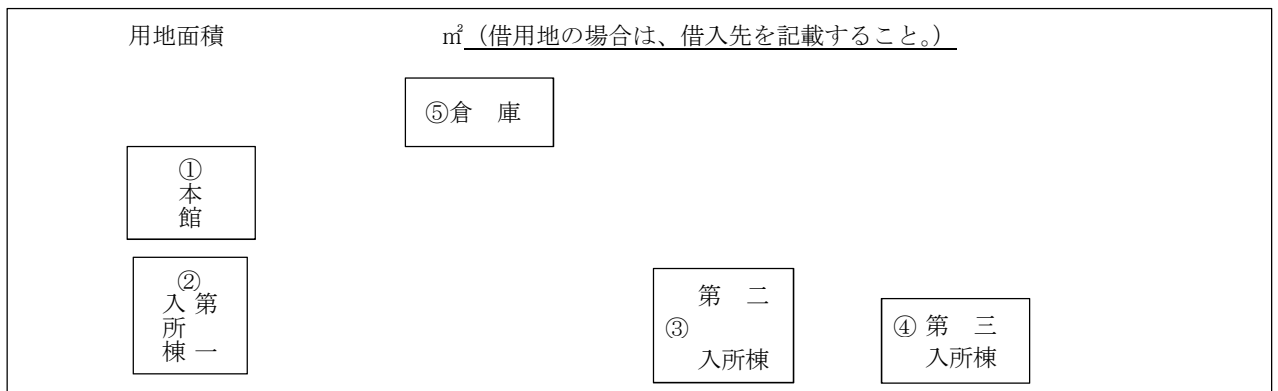
都道府県・市区町村名 _____

法人名 _____

施設名 _____

(A) 沿革（施設の発足から今日に至るまでを簡単に（箇条書）に記載すること。）

(B) 配置図



(注) 整備後の施設配置についても朱書で記入すること。

(C) 施設の経歴

入所(利用)定員 名

整理番号	建物の名称	構造	所有の状況	延面積	補助の状況			説明
					補助金名	年度	金額	
1	本館	鉄筋二階	自己所有	㎡ 1,500	国庫補助金	昭 48	千円 5,000	昭和48年改築
2	第一入所棟	木造平屋	自己所有	180	国庫補助金	52	1,200	昭和42年新築 昭和52年改築 (月 日現在入所 名)
3	第二入所棟	木造平屋	借家 (借入先)	219	-	-	-	昭和42年新築 (月 日現在入所 名)
4	第三入所棟	木造平屋	自己所有	180	日自振補助金	48	1,000	昭和48年新築 (月 日現在入所 名)
5	倉庫	木造平屋	自己所有	50	-	40	2,000	昭和40年新築
合計								

(注) 1 配置図及び経歴は、記載例のとおり詳細確実に記入すること。
 2 今回協議部分は朱書し、一見して他と判別できるようにすること。

(D) 用地の状況（地すべり防止区域等危険区域内である場合は、その名称、指定年月日及び防災措置の状況を記入すること。）

工事实施前の施設の平面図

都道府県・市区町村名 _____
 法人名 _____
 施設名 _____

建物の名称									階段	階部分		
物置 (1.7 m ²)	居室 (人部屋) (13.2 m ²)	押入 (1.7 m ²)	居室 (人部屋) (13.2 m ²)	居室 (人部屋) (13.2 m ²)	押入 (1.7 m ²)	居室 (人部屋) (9.9 m ²)	押入 (5.0 m ²)	押入 (5.0 m ²)				
		押入 (1.7 m ²)			押入 (1.7 m ²)		洗面所 (10.0 m ²) ○○○○○					
			テラス (23.1 m ²)									
			廊下 (59.4 m ²)									
1 構造		造		造		階建						
2 延面積						m ²						
3 建築(移築)年月日				年 月 日								
		(経過年数)		() 年								
4 入所人員						名						
5 その他の参考事項												

- (注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。
 2 建物の構造、建築(移築)年月日(経過年数)及び国庫補助を受けた年度と額を必ず記入すること。
 3 その他参考事項欄には、古材を使用した建物である場合等においてその内容を記入すること。
 4 施設の新築については作成を要しないこと。

整備工事実施後の施設の平面図

都道府県・市区町村名 _____
法人名 _____
施設名 _____

建物の名称	階段	階部分
1 構 造	造	階建
2 延 面 積		m ²
3 着工予定年月日	年 月 日	
4 竣工予定年月日	年 月 日	
5 入 所 人 員		名 } { ○人部屋○○室 ○人部屋○○室
6 その他の参考事項		

(記入上の注意事項)

- 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。また、それぞれのユニットごとに太線で囲み、ユニットごとの定員を記載すること。
- 2 他の社会福祉施設等（他省庁所管施設を含む。）との合築の場合には、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。
- 3 その他参考となる資料があれば添付すること。

平成 年度防犯対策整備強化計画書

都道府県・市区町村名 _____

1. 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	防犯マニュアル等の整備の有無※	対象経費の実支出（予定）額	交付金申請額
合 計							

※「防犯マニュアル等の整備の有無」については、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築しているかにより判断すること。

2. 防犯対策強化に係る整備の概要（防犯対策強化の必要性を認めた理由を具体的に記入すること）

施設名	防犯対策強化に係る整備の概要及び整備が必要な理由

（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

様式4号 記入要領（防犯対策強化に係る整備を実施する場合に記入すること。）

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も合わせて記入すること。

1. 防犯計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「防犯マニュアル等の整備の有無」・「交付金申請額」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：「防犯対策強化」と記入すること。

※「防犯マニュアル等の整備の有無」：施設の防犯対策に係るマニュアルの作成の有無について記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

2. 防犯対策強化に係る整備の概要

防犯対策の強化に係る整備について、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

○概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)

(1)当該施設のユニット数及び定員数の推移

施設 の 概 要	定員(現在)		⇒	定員(2019年度整備後)		⇒	定員(将来の姿(概ね10年程度後))	
	分園型小規模GC	名()		分園型小規模GC	名()		分園型小規模GC	名()
	地域小規模児童養護施設	名()		地域小規模児童養護施設	名()		地域小規模児童養護施設	名()
	大・中・小舎	名		大・中・小舎	名		ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため、集合する生活単位(※)	名()
	敷地内小規模GC	名()		敷地内小規模GC	名()		合計	名()
	合計	名()		合計	名()		合計	名()

注 ()内には、当該施設のユニット数又は地域小規模児童養護施設数を記入すること。

※ 小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合(4人程度の生活単位とし、概ね4単位程度まで)

(2)当該施設の小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)

①小規模かつ地域分散化に向けた検討状況・課題、②本整備後の小規模かつ地域分散化に向けた整備計画、③概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための計画概要、④生活単位の独立、地域社会との良好な関係性の構築のための工夫などについて記載すること

(3) 高機能化、多機能化・機能転換についての実施メニュー、実施時期(居室等を転用する場合はその時期等)

◎高機能化

①小規模かつ地域分散化された施設における、ケアニーズが高い子どもの養育体制の充実、②小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合における、ケアニーズが非常に高い子どもの養育体制の充実 (注)小規模かつ地域分散化した施設との連携やこれらに対する専門的な支援も含まれる。

◎多機能化・機能転換

①入所している子どもの早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進、②一時保護委託の受入体制の整備、③養子縁組支援やフォスタリング機関の受託等の里親支援機能の強化、④在宅支援や特定妊婦の支援強化 等

について、記載すること

【作成に当たっての留意事項】

各都道府県は、今後の代替養育を必要とする子ども数の見込み数を踏まえつつ、委託可能な里親の確保等といった家庭養育優先原則の徹底のための取組を最大限進めて行く中においても、必要となる施設養育の受け皿を確保し、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、各施設とも十分調整すること。